

被災ミュージアム再興事業募集要項

本事業は、平成30年度予算案に基づき募集を行うものです。今後の予算の成立状況によっては、記載内容等の変更が生じる場合がありますので、予め御了承下さい。

1. 事業名

被災ミュージアム再興事業

2. 趣旨・目的

東日本大震災により被災した美術館・歴史博物館の再興を図ることにより東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

3. 補助事業者

補助事業者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県とする。

4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、被災した博物館資料を修理するための事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

5. 補助対象事業における博物館

「4. 補助対象事業」における博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設のほか、文化庁長官が特に必要と認めるものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の50%とする。

7. 申請書類

- ①文化芸術振興費補助金（被災ミュージアム再興事業）交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④事業担当者連絡先

※用紙は日本工業規格A4とし片面印刷にした正本を1部提出すること。

8. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 主たる事業費

被災した博物館資料の修理するための事業に要する経費

(2) その他の経費

事務経費

ただし、補助対象経費のうち、下記の費目については、以下の単価を上限とする。

別表

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 賃金 | (1時間) 1,040円 | |
| | ※超過勤務加算を行うものは、単価の基準が明確で、加算分を含めて単価が1,040円以内となる場合に限り認める。 ※交通費については賃金とせず、旅費に計上すること。 | |
| 報償費 | 会議出席 | (1回) 14,000円 |
| | 講演, 講義 | (1回) 35,000円 |
| | 指導, 実技, 実習, 助言 | (1時間) 5,100円 |
| | 司会, 報告 | (1時間) 4,600円 |
| | ※人件費, 備品借料, 消耗品費等を一括して一式で支払うものなどは、報償費以外(役務費・委託費・請負費等)に計上すること。 ※その他, 謝金の単価については都道府県の内部規定によるなど, 算出根拠を明確にすること。 | |
| 旅費 | 交通費 | 実費とする。 ※航空機・列車運賃の特別料金(ビジネスクラス料金, グリーン料金等)は計上できない。 |
| | 宿泊費 | さいたま市, 千葉市, 東京23区, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 広島市, 福岡市 |
| | | 上記以外の地域 |
| | ※交通費・宿泊費以外については、都道府県・市町村や団体内の内部規定によるなど, 算出根拠を明確にすること。 | |
| 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 需用費 | 見積書を取り寄せるなどして、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。 (発注金額が50万円(税込み)以上のものは、複数の見積書を採用すること。なお、実際の契約については、入札や複数者の見積書の再徴収などを行うこと。) 見積書については、必要に応じて提出を求められることがある。 | |

また、補助事業の遂行により収入(補助金の前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。)を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。